

第二中学校、伯太中学校再編 整備基本構想

令和8年5月

安来市教育委員会

目次

1. 社会情勢及びこれまでの経過	(1)
2. 整備基本構想の概要	(2)
3. 学校教育関連計画の動向	(2)
(1) 国における今後の教育政策に関する基本的な方針	(2)
①第4期教育振興基本計画	
(2) 島根県の教育の基本理念や施策の方向性	(2)
①しまね教育振興ビジョン	
(3) 安来市の学校教育関連計画の整理	(3)
①第3次安来市総合計画	
②第3期安来市教育大綱	
③安来市立小中学校適正配置基本方針	
④安来市立小中学校適正配置基本計画	
4. 安来市の中学校再編	(6)
(1) 安来市の中学校の歴史	(6)
(2) 安来市の中学校の再編について	(7)
(3) 再編対象校と適正規模・適正配置について	(7)
5. 新設中学校整備における基本的な方針	(8)
(1) 「協働的な学び」を実現する柔軟な学習環境づくり	(8)
(2) ゆとりと潤いを感じられる生活環境づくり	(9)
(3) 地域の特性を生かした連携環境づくり	(1 1)
(4) ウェルビーイングに配慮した校内環境づくり	(1 1)
6. 建設場所及び敷地面積	(1 3)
7. 校舎規模の想定と施設機能	(1 4)
(1) 生徒数から想定される校舎規模	(1 4)
①学校教育法に基づく中学校設置基準 第8条	
②義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 第7条	
③生徒数から想定される校舎規模	
(2) 施設機能から想定される校舎規模	(1 4)
(3) 校舎規模のとりまとめ	(1 6)
8. 事業スケジュール	(1 7)

1. 社会情勢及びこれまでの経過

安来市の学校教育は、安来市教育大綱の基本理念である「ふるさとを愛し 未来をたくましくきり拓き 社会に貢献する心豊かな人づくり」に向け、子どもたちの「生きる力」を育み、子どもの育ちを支えるため、学校だけでなく家庭・地域とも連携をし、社会全体で教育に取り組んでいます。

しかし、現在の子どもたちが成人する頃の社会は、グローバル化、情報化、急激な技術革新に加え、人口減少、少子高齢化がさらに進展するなどの様々な課題があり、予測困難な時代と言われています。また、学校ではいじめや不登校、貧困などの課題は複雑であり、その解決はより困難になっています。子どもたちがさまざまな課題を解決しながら生きていくために必要な資質・能力を育み、子どもたちに「生きる力」をつけさせなければなりません。

このように社会が大きく変わる変革期において、次の時代を見据え、予測困難な時代に一人ひとりが次の世代の担い手となるための教育を目指し、安来市の総合的な教育環境の整備を進めることを目的として令和5年11月に「安来市立小中学校適正配置基本計画」を策定しました。

この適正配置基本計画に基づき、「第二中学校、伯太中学校再編地域協議会」が開催され、以下の3点について教育委員会と合意が図られ、令和7年8月の教育委員会定例会議において正式に決定しました。

- ①安来市立小中学校適正配置基本計画において示された、第二中学校と伯太中学校を再編すること。
- ②再編後の中学校の場所については、現在の第二中学校とその隣接地とすること。
- ③開校時期については、令和13年度を目途に開校を目指すこと。

この整備基本構想は、上記3点の決定を受け、新設中学校の建設に向けて、学校の規模や求められる機能等、学校建設に関する基本的な考え方について整理し、今後の整備基本計画に反映させることを目的としています。

令和3年度	教育政策推進会議設置 安来市立小中学校適正配置基本方針策定
令和4年度	安来市小中学校適正配置審議会 条例設置 安来市小中学校適正配置審議会へ諮問 安来市小中学校適正配置審議会 9回
令和5年度	安来市小中学校適正配置審議会 3回 安来市小中学校適正配置審議会から答申 安来市立小中学校適正配置基本計画策定
令和6年度 ～7年度	第二中学校、伯太中学校再編地域協議会 6回 合意書の取り交わし（R7.8.22） 教育委員会定例会議において決定（R7.8.28）

2. 整備基本構想の概要

この整備基本構想は、社会情勢の変化、上位計画・関連計画、小中学校の現状等を受けて、再編中学校建設において目指すべき学校づくりのコンセプトを定め、そのコンセプトに基づき、整備方針や施設の有効活用のために必要な事項を定めたものです。

3. 学校教育関連計画の動向

(1) 国における今後の教育政策に関する基本的な方針

①第4期教育振興基本計画（令和5年6月）

※今後の教育政策に関する基本的な方針から抜粋・要約

(総括的な基本方針・コンセプト)

2040年以降の社会を見据え、コンセプトとも言うべき基本方針として「持続可能な社会の作り手の育成」及び「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」と掲げ、両者は今後我が国が目指すべき社会及び個人の在り様として重要な概念であり、これらの相互循環的な実現に向けた取組が進められるよう教育政策を講じていきます。

1) 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

一人ひとりの生産性向上と多様な人材の社会参画を促進し、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重します。多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」になることを目指します。

2) 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどの環境整備や、非認知能力の育成、子どもたち一人ひとりが幸福や生きがいを感じられる学びを保護者や地域の人々とともにつくっていくことで、教育を通じて日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図ります。

(2) 島根県の教育の基本理念や施策の方向性

①しまね教育振興ビジョン（令和7年3月） ※しまね教育振興ビジョン概要版から抜粋

(島根らしい魅力ある教育の推進)

【子どもたち一人ひとりの夢や希望の実現】

幼児教育施設から小学校、中学校、高等学校、特別支援学校まで、学校種を超えた連携を図りながら学びをつなぎ、子どもたちの主体性や多様性を尊重しながら、一人ひとりの個性や能力、得意な分野を伸ばすことによって、子どもたちの将来の夢や希望の実現を支援します。

(基本目標)

- 1) すべての子どもが学びの主人公 ～一人ひとりを尊重する学校～
- 2) 実体験に根ざした本物の教育 ～地域とともにある学校～
- 3) 挑戦心、探究心が育つ学びの環境 ～子どもも大人も学び成長する学校～

(家庭・地域と連携・協働した学校教育の展開)

【学校の役割】

子どもたちの成長を軸にした学校と地域との連携・協働は、住民一人ひとりの活躍の場の創出や、地域文化を守っていく活力を生み出すことにつながっています。

学校は、子どもたちの学びや成長を保障する役割に加え、社会資源として地域や地域住民の社会生活の核にもなっており、その役割は大きくなっています。

(3) 安来市の学校教育関連計画の整理

①第3次安来市総合計画（令和8年3月）※基本計画 第2章子育て・教育・文化分野から抜粋

県内唯一の情報分野の専門高校である、情報科学高校との連携による小中学生のプログラミング学習の実施など、地域の小中高生のつながりを生かした情報活用能力の向上に取り組んでいます。

自然体験や産業体験・物づくり・他校の児童やボランティアスタッフとの交流を通じて、子どもたちの感受性を豊かにし、地域への愛着心を育むとともに、地域全体で子どもを育てるという意識の向上を図っています。

②第3期安来市教育大綱（令和8年3月）※基本目標・施策体制から抜粋

「学校教育の充実」「学びを通じた市民活動の推進」「学びを支える子育て支援の充実」の大きな柱を基軸として、子どもから大人まで一人ひとりを大切にした教育を推進し、安来を愛し、人や自然を大切にする心豊かな人づくり、そして、安来の未来をたくましくきり拓くとともに、新時代へ飛躍し、広く社会に貢献できる人づくりを目指します。

基本理念に込められた思いを、教育に携わる人はもとより市民と共有し、安来市の教育の推進に積極的に取り組みます。

(基本理念)

ふるさと安来を愛し シンカする人を育てます

～「人」、「自然」、「まち」とのつながりを通じて、
持続可能な社会の創り手となる心豊かな人の育成～

③安来市立小中学校適正配置基本方針（令和4年2月）

当市は、地理的な状況、今後の人口予測から、今後も児童生徒数は減少し、学校は小規模化が進むと考えられます。学校は、自分とは異なる多様な価値観や考えに触れ、様々な他者と関わり合いながら学習する「協働的な学び」が行われており、「主体的・対話的で深い学び」の実現のためにも、意見を他者に伝える表現力の育成や、意見を共有しながら合意形成を図る経験を積むことなどが必要であり、こうした学びを実現するためには、一定の規模の学習集団であることが必要であると考えます。

安来市が目指す学校教育と望ましい学習環境

- ・「生きる力」を育む教育の推進
- ・地域と連携・協働した学校教育
- ・安心して学習できる教育環境の整備

安来市の実態に応じた規模・配置についての視点

適正規模について

- ・小学校は、1学年の児童数を10人以上とする単式学級を基本に検討する。また、地域の実態を考え、3年生以上の複式学級を編成する場合、グループ学習を考慮し、2学年の児童数の下限は10人を基本に検討する。
- ・中学校は、全学年でクラス替えが可能になるよう1学年2クラス以上を基本に検討する。
- ・中山間地域においては、画一的に基本的考えを適用するのではなく、上記の基本的な規模を縮小して検討するなど慎重に進める。

適正配置について

- ・通学距離は、小学校で概ね4km以内、中学校では概ね6km以内とする。
- ・通学時間は、小中学校とも概ね1時間以内とする。
- ・遠距離通学では、交通手段の確保と支援策を検討する。

④安来市立小中学校適正配置基本計画（令和5年11月）

「望ましい教育環境を実現させるための基本的な考え方」から抜粋

令和の時代に生きる子どもの「育ち」「学び」、学校と地域との連携・協働、学校施設の整備・管理の視点から、総合的な視野で検討しました。また、地方創生や人口対策について、「安来市総合計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に基づきながら、安来の特色ある教育施策を展開し、少子化や人口減少の抑制につながるよう、魅力ある教育環境づくりに取り組みます。

- 1) 令和の時代に生きる子どもの「育ち」「学び」
- 2) 学校と地域との連携・協働
- 3) 学校施設の整備・管理
- 4) 通学的手段と安全確保

「小中学校の適正規模・適正配置の基本的考え方」から抜粋

安来市が目指す学校教育と望ましい学習環境の実現を目指し、基本方針の基準に基づきながら、子どもの「育ち」と「学び」、地域との連携・協働、学校施設の整備・管理の視点や地理的な条件など地域の実情を含め、総合的に検討しました。

再編に向けての基準と考え方

- ア. 「適正配置基本方針」の視点1～4を一体的に捉える。
- イ. 適正規模・配置については、「基本方針」を前提とする。ただし地域性を考慮して柔軟に検討する。
- ウ. 地域的まとまりを重視するため、現行の校区単位で検討する。
- エ. 児童生徒数の平準化を目的としない。
- オ. 中学校については、学校規模と地域性の双方を重視して再編を行う。
- カ. 小中一貫教育を導入した場合であっても、義務教育学校は設置しない。

小学校及び中学校の再編計画

○小学校（R11の児童数は出生数による見込み、R17の児童数は推計による見込みを表示）

学校名	児童数(人)			地域性	校舎老朽化度	再編計画
	R5	R11	R17			
十神小学校	348	351	282	平地	B	十神
社日小学校	168	127	105	平地	B	社日
島田小学校	159	132	103	中間	B	島田
宇賀荘小学校	44	38	31	中間	B	再編
南小学校	56	52	32	中間	C	
能義小学校	60	53	38	中間	B	
飯梨小学校	28	44	31	中間	C	再編
荒島小学校	164	113	92	中間	C	
赤江小学校	234	150	104	平地	C	赤江
広瀬小学校	198	102	81	中間	C	再編
山佐小学校	11	12	8	山間	C	
布部小学校	14	11	6	山間	C	
比田小学校	23	19	12	山間	B	比田
安田小学校	74	50	37	中間	C	再編
母里小学校	65	49	32	中間	C	
井尻小学校	17	10	6	山間	B	
赤屋小学校	26	22	18	山間	C	

○中学校（生徒数は出生数による見込みを表示）

学校名	生徒数(人)			地域性	校舎老朽化度	再編計画
	R5	R11	R17			
第一中学校	446	431	321	平地	A	一中
第三中学校	154	128	88	中間	C	三中
第二中学校	81	86	63	中間	C	再編
伯太中学校	119	99	54	中山間	B	
広瀬中学校	145	128	62	中山間	B	広瀬中

「再編」とは学校を1つにすることを指します。

4. 安来市の中学校再編

(1) 安来市の中学校の歴史

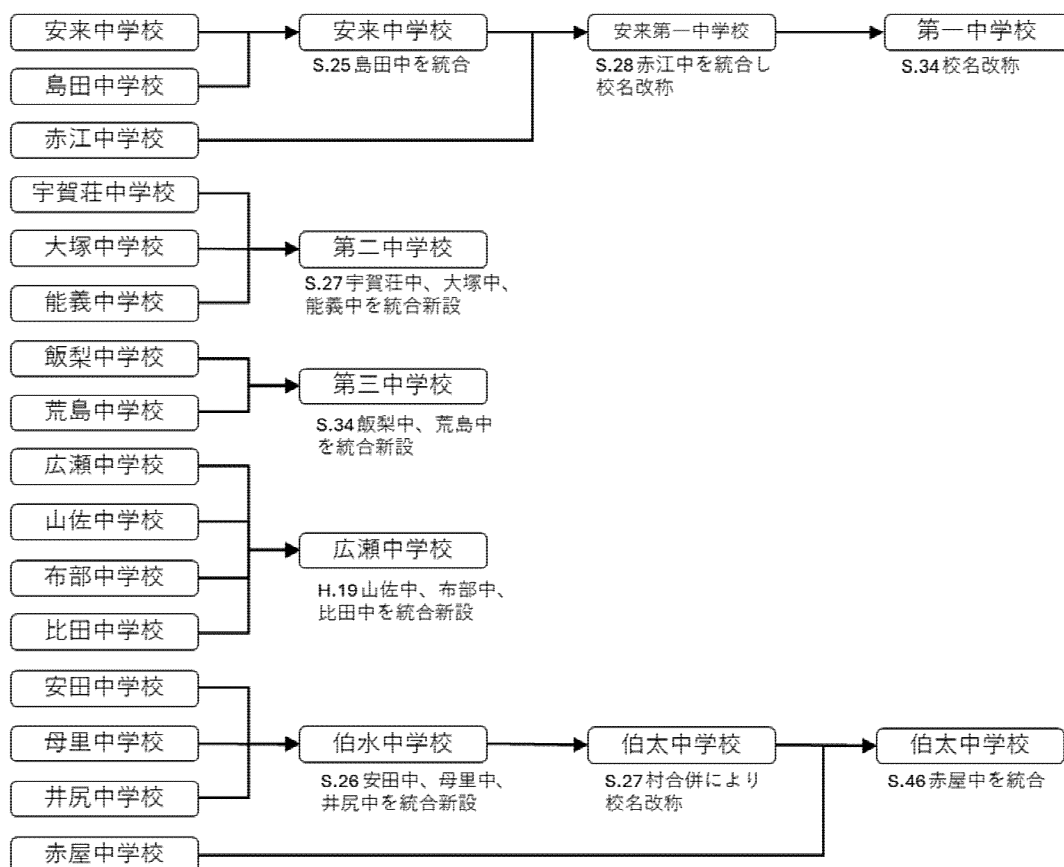
昭和22年に教育基本法が制定され、六・三・三制度により中学校が各町村に設置されました。安来市内では合わせて16校の中学校が設置され、そのほとんどが既存小学校への併設となりました。その後、能義中学校のように単独校舎を建設した学校もありますが、島田中学校や宇賀荘中学校など殆どは単独校舎を持つことがないまま、統合され、短い歴史に幕を下ろしました。

広瀬地区では、長い間、広瀬・山佐・布部・比田の4中学校を設置してきましたが、山佐・布部・比田地区の人口減少が続いたことから、昭和47年に旧広瀬町において、中学校統合計画審議会が設置され、広瀬地区の中学校統合について長い間議論が交わされました。

その後、平成9年に広瀬中学校統合計画審議会が、平成11年に中学校統合推進委員会が設置されました。最初の審議会設置から34年目という長い月日が経った平成19年に広瀬中学校、山佐中学校、布部中学校、比田中学校の4校を統合し、新たに広瀬中学校が設置されました。旧広瀬中学校では最盛期の昭和37年で563名の生徒数でしたが、閉校時には156名まで減少していました。

伯太地区では、安田、母里、井尻中学校が昭和26年に統合し、伯水中学校が新設されました。翌年の昭和27年には、村合併によって伯太村となり、校名が伯太中学校に改称されました。昭和46年には生徒数の減少が進んでいた赤屋中学校が統合し、現在の伯太中学校に至っています。

S.22新学制により
各市町村に中学校を設置



市内中学校変遷フロー図

(2) 安来市の中学校の再編について

市内の学校の小規模化が進む中で、安来市の学校教育関連計画の根幹である「協働的な学び」を実現するためには、一定の規模の学習集団であることが必要であることから、現状の生徒数の推移を踏まえて、下記の3校を除く第二中学校と伯太中学校を再編の対象校としました。

築年数が最長であり、近い将来大規模改修または建替が必要となると予想される第三中学校に關しての再編も検討されましたが、生徒数及び、現状の学校間の交流を考慮し、存続としました。しかし、今後の生徒数の推移を注視していく必要があると考えられます。

【存続対象校とその理由】

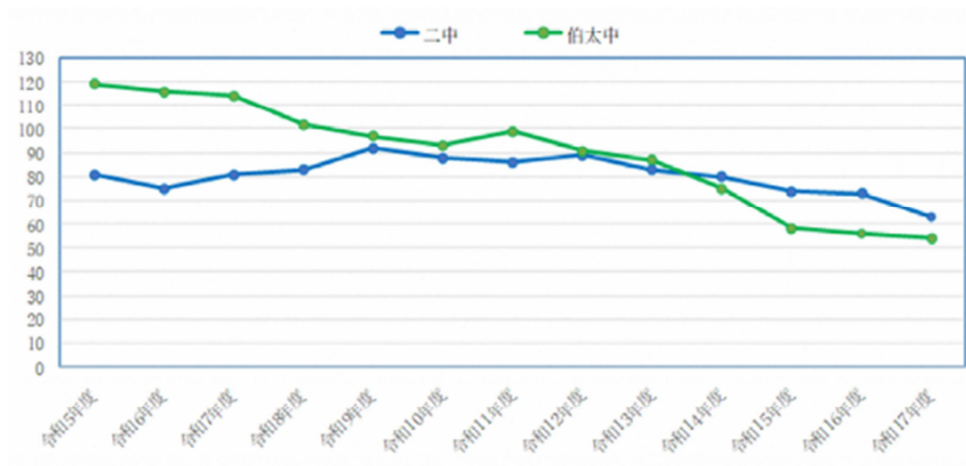
- ・第一中学校 各学年2クラス以上の生徒数が見込まれます。
- ・第三中学校 当面の間、各学年2クラス以上の生徒数が見込まれます。
- ・広瀬中学校 当面の間、各学年2クラス以上の生徒数が見込まれます。

(3) 再編対象校と適正規模・適正配置について

- ・第二中学校 令和5年度で1年生24人、2年生26人、3年生31人であり、現状では既にクラス替えがなく、令和17年度にはさらに減少し全校生徒は60人程度が見込まれます。
- ・伯太中学校 令和5年度で1年生37人、2年生35人、3年生47人であり、令和17年度には各学年20人程度が見込まれます。

適正規模については、全学年でクラス替えが可能である「1学年2クラス以上」が基本となるよう検討しました。

適正配置については、通学距離は、概ね6km以内としました。通学時間は、概ね1時間以内としました。遠距離通学では、交通手段の確保と支援策を検討しました。



	(人)		
	R5	R11	R17
安来二中	81	86	63
伯太中	119	99	54

再編対象校の生徒数の見込み
(安来市立小中学校適正配置基本計画から抜粋)

5. 新設中学校整備における基本的な方針

文部科学省の「学校施設整備指針」を踏まえるとともに、安来市の教育理念、中学校の再編における考え方に基づき、新設中学校の施設整備の計画及び設計における基本的な方針を以下に示しました。

また、安全上、保健衛生上、指導上その他の学校教育の場として適切な環境を確保するために、施設機能や計画における留意点を同指針から抽出し、それぞれの方針ごとに整理しています。

なお、LCC（ライフサイクルコスト）を考慮する観点から、市内施設の維持管理の状況も考慮し、将来にわたって保守・管理がしやすく、長期にわたり、よりよい環境が維持できる校舎であることが重要です。

- ・「協働的な学び」を実現する柔軟な学習環境づくり
- ・ゆとりと潤いを感じられる生活環境づくり
- ・地域の特性を生かした連携環境づくり
- ・ウェルビーイングに配慮した校内環境づくり

（１）「協働的な学び」を実現する柔軟な学習環境づくり

（学校施設整備指針：高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備）

安来市では、自分とは異なる多様な価値観や考えに触れ、様々な他者と関わり合いながら学習する「協働的な学び」を行っています。

今後は、多様な教育内容・教育方法等に対応した学習形態や、コンピュータその他の高度な教育機器の導入などを可能とする高機能かつ多機能な学習環境の確保が求められています。

さらに、今後の学校教育の進展や情報化の進展等に長期にわたり対応することのできる計画とし、生徒の主体的な活動を喚起し、求められる学びや活動に柔軟に対応できる学校施設として計画します。

（共通）	「協働的な学び」を実現する柔軟な学習環境づくりに、有効的な計画のありかた
（空間全体における留意点）	
・建物内及び建物内外の各空間相互間において、視覚的、感覚的な広がりなどによる空間的な連続性や、学習活動の連続性などを確保する。	
・校舎廻りの屋外空間を学習・生活空間に積極的かつ効果的に取り入れた構成とする。	
・多様な学習集団に対応できる空間を複数用意したり、教室等を再構成し、又は分割して使用できる弾力的な空間を用意したりして計画することが望ましい。	
・視聴覚室、コンピュータ室、図書室等、問題解決的な学習等における生徒の主体的・積極的な利用を促す諸室については、普通教室、多目的教室等と機能的な連携に配慮して配置を計画することが望ましい。	
・できる限り共用とし、規模、設備等の充実を図り計画することが望ましい。	
（諸室）	「協働的な学び」を実現する柔軟な学習環境づくりに、有効的な諸室のありかた
普通教室	・多様な学習集団の構成及び指導体制に柔軟に対応することができるよう学習空間及び管理空間の規模、構成、配置等を適正に計画する。
体育館	・同時使用時においても、相互の学習の効果を減じないよう吸音性等も考慮した計画とすることが有効である。
多目的教室	・他の学習空間との役割分担及び機能的な連携を十分検討し、予定する学習内容・学習形態等に応じ、適切な規模、構成等とともに多様な教育活動に柔軟に対応できる多目的教室を計画する。 ・全校の学習・メディアセンターとしての機能を計画する場合は、必要な学習教材の配置、利用する生徒の数、学習形態等に対して十分な規模の空間を利用しやすい位置に計画する。

	・ホール状の多目的教室を設ける場合は、利用する集団の規模等に対して十分な広さの空間を確保し、学年あるいは全校から利用しやすい位置に計画する。
教材室・収納室	・教材・教具の種類、数量等に応じた必要な規模を確保し、これらの教材・教具を利用する室・空間との連絡のよい位置に計画する。 ・生徒の自主的な利用も考慮しつつ、教材等の作成の機能を備えた教材・教具の作成・収納空間を、図書室、視聴覚教室、多目的教室等と連携した空間として計画する。 ・教材などの複写、印刷等を行う専用のスペースを、学習関係諸室のまとまりの中にコーナーとして配置することも有効である。
その他の 共通学習空間	・図書、コンピュータ、視聴覚教育メディア等を共通学習空間に分散して配置する場合は、役割分担を明確にし、相互の連携に留意して計画する。 ・学習・研究成果の発表やその展示のできる空間を計画することも有効である。 ・相互に隣接させ又は近接させて配置し、各種の設備、教材、教具等を適宜集約配備し、多目的に利用できる学習・情報センターを計画することも有効である。

(2) ゆとりと潤いを感じられる生活環境づくり

(学校施設整備指針：健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保)

日照、採光、通風等に配慮した良好な環境を確保するとともに、障がいのある生徒にも配慮しつつ、十分な防災性・防犯性など安全性を備え、生活の場として快適な居場所を計画します。

また、安来市の自然や文化性を生かした、省資源・省エネルギーや自然環境等に配慮した豊かな空間は、生徒の地域愛を育み、持続的な安来市の将来の発展、グローバルな人材の育成に寄与し、学習及び生活の場として、安心感のある施設環境を整えるとともに、こころのゆとりや潤いをもって学校生活を送れる場となれば、意見を他者に伝える表現力の育成や、意見を共有しながら合意形成を図る経験を生み、「主体的・対話的で深い学び」「豊かな人間性」を育成することにつながります。

(諸室)	ゆとりと潤いを感じられる生活環境づくりに、有効的な諸室のありかた
普通教室	・日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮した良好な環境条件の確保に十分留意し、位置、方位等を計画する。 ・同一区画にまとめた同一学年の空間あるいは教科ごとにまとめた空間が全体の通過動線部分とならないよう計画する。
廊下	・安全かつ円滑な動線としての機能を確保できるよう規模、配置等を計画する。 ・生徒の交流の場や作品等の展示などの場としての利用も考慮し、規模、空間構成等を計画することも有効である。 ・エレベーターを設ける場合は、必要な規模のエレベーターホール等の空間を、適切な位置に計画することが重要である。その際、階段との位置関係に留意することが重要である。
特別教室	・利用が予定される学年や利用形態に応じ、普通教室等からの移動、特別教室又は教科教室相互間の移動を行いやすいよう計画することが重要である。 ・実験・実習等の準備、資料等の作成、教材・教具等の保管等の場として特別教室又は教科教室に隣接する準備室あるいは特別教室又は教科教室内部の準備コーナーを設ける。 ・同一教科又は関連性の強い教科の特別教室又は教科教室及びその関連する準備室、附属室等は、相互の連携を図り教科の内容にふさわしい環境を構成するため、まとまりのある区画として計画することが望ましい。 ・利用内容に応じ必要な規模を確保するとともに、学年ごとの利用状況も考慮しつつ、普通教室等から利用しやすい位置に配置する。 ・学習活動に伴い騒音、振動、臭気等を発生する教室は、他の空間に悪影響を与えないよう留意して配置する。

便所	・生徒の分布の状況及び動線を考慮し、生徒が利用しやすい位置に、男女別に計画する。 ・障がいのある生徒、教職員及び学校開放時又は避難所開設時の高齢者、障がい者等の要配慮者の利用を踏まえた便所を計画することが重要である。 ・特別支援学級、保健室等に近接した位置にもそれぞれ計画することが望ましい。 ・教職員用や外来者用の便所は、生徒用とは別に、適切な位置に計画する。
保健室	・静かで、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮した良好な環境を確保することのできる位置に計画する。 ・屋内外の運動施設との連絡がよく、生徒の出入りに便利な位置に計画する。 ・救急車、レントゲン車などが容易に近接できる位置に計画する。 ・職員室との連絡及び便所等との関連に十分留意して位置を計画することが望ましい。 ・健康に関する情報を伝える掲示板を設定するなど、健康教育の中心となるとともに、生徒のカウンセリングの場として、生徒の日常の移動の中で目にふれやすく、立ち寄りやすい位置に計画することが望ましい。
倉庫・機械室	・倉庫は、収納し、管理する物品等の現況及び将来の需要を把握し、物品の種類に応じ管理や出し入れのしやすい方式を十分検討し、必要となる空間を確保することが重要である。 ・各倉庫は、収納し、管理する物品等を使用する場所と連絡のよい位置にそれぞれ計画することが望ましい。 ・機械室や電気室等は、生徒の学習・生活空間から離れ、サービスエリア（※）から連絡のよい位置に計画することが望ましい。
配膳室	・騒音、異臭等により学習活動等に支障を及ぼすことなく、また、外部から車等の進入しやすい位置とする。 ・食中毒の原因となる雑菌等の発生を抑制し、衛生管理を行いやすい施設として計画する。 ・給食センターから各階・各教室へ配膳する間の保管場所については、異物混入等を防ぐため、施錠等も含め計画することが重要である。
昇降口	・校舎内の生徒の学習・生活の中心となる空間との連絡がよく、上履きと下履きの動線が交差することなく、かつ、校舎等の周囲を迂回せず屋外運動場へ出やすい位置に計画する。 ・風、積雪等地域の気候的特性に留意し、位置及び出入りの向きを計画することが重要である。 ・昇降口の前面に降雨時、降雪時等における傘等の利用を考慮した空間を確保する。
教職員室	・屋外運動場やアプローチ部分などの見渡しがよく、校内各所への移動に便利な位置に計画することが重要である。 ・学習関係諸室等に近い位置に計画することが望ましい。
特別活動室	・生徒会や委員会活動等のための特別活動室は、他の室・空間との役割分担を明確にしつつ、多様な活動に応じ必要となる規模の空間を、活動に適した位置に計画することが重要である。
放送室	・教職員だけでなく生徒の利用にも便利な位置に計画する。 ・運動場等を見渡し、また、教材作成の機能を備えた教材・教具の作成・収納空間や視聴覚教室と連携することができるよう計画することも有効である。
体育館	・通風、換気及び採光を十分確保するとともに、室温に配慮して計画することが重要である。 ・屋外運動施設と移動しやすく、かつ、相互に見渡すことのできる位置に計画することが望ましい。
部室	・屋内運動施設、屋外運動施設及び関係する特別教室との連絡のよい位置に計画することが重要である。

※サービスエリア：訪問者の車、管理上の戸外作業や給食運搬等のためのサービス用車両等の一時駐車のためのエリア

(3) 地域の特性を生かした連携環境づくり

(学校施設整備指針：地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備)

地域住民にとって「最も身近な公共施設」として、地域住民等と学校を結び、地域づくりにつなげていきます。

近隣の小学校や、交流センターとともに、地域のニーズを踏まえた、生涯学習の場としての活用を推進しやすい整備・しくみを踏まえた計画とし、誰もが利用しやすい施設となるべく、バリアフリー対策を図っていきます。

他の文教施設や高齢者福祉施設等との連携や、災害時の地域の防災拠点としての役割を果たし、まちづくりとの関係に配慮した施設として計画します。

(共通)	地域の特性を生かした連携環境づくりに、有効的な計画のありかた
(地域交流施設または交流空間の計画の留意点) ・学校開放を実施する際に、地域住民等の利用者が活用できるよう開放空間等との位置関係に留意し、利用しやすい位置に計画することが望ましい。	
(諸室)	地域の特性を生かした連携環境づくりに、有効的な諸室のありかた
渡り廊下	・不審者の侵入に対する安全性の確保を図ることが重要である。
昇降口	・学校開放用の昇降口については、学校開放を行う諸室との関連性を考慮した位置に、利用人数に応じた規模を計画することが重要である。 ・他校などから来校する生徒や保護者等のための昇降口を設置する場合は、来校する生徒や保護者等が立ち寄りやすい位置で、合同授業や合同行事、通級による指導のための学習室等の関係諸室との関連性も考慮した位置に、利用人数に応じた規模を計画することが重要である。
受付	・防犯上の観点から、外部からの来訪者を確認し、不審者を識別できるようにするため、運営体制を考慮した上で、来訪者の使用する門に隣接した場所や建物の出入口付近等の分かりやすい位置で、職員室や事務室等に隣接した位置又はその一部に、来訪者応対用の受付を設置する。
管理関係室	・学校運営などの将来における変動等に対応できる弾力的な空間として計画することも有効である。 ・事務室は、校長室、職員室、外来者用玄関、受付等との連絡のよい位置に計画する。
体育館	・儀式的行事、学芸的行事、各種集会、学習・研究成果の発表等の場であるとともに、地域に開かれた学校という観点から、地域住民の芸術・文化活動に利用される場として、利用目的、利用人数等を考慮し、適切な規模と附属施設を確保することが望ましい。 ・地域住民の利用を考慮し、外部からの動線に配慮することも有効である。 ・必要に応じ、避難所等としての利用に配慮した計画とする。
部室	・部室を独立棟として計画する場合は、屋内運動施設、屋外運動施設及び関係する特別教室との連絡のよい位置に計画することが重要である。

(4) ウェルビーイングに配慮した校内環境づくり

不登校やいじめのほか、貧困や感染症など社会状況の変化を背景に、子どもたちの抱える問題が多様化・複雑化しているなかで、生徒一人ひとりの、「生きる力」を育成するためには、すべての生徒の「育ち」「学び」を最優先に考え、環境を整備する必要があります。

自らの意志で学ぶことを支える情報設備や、生徒の主体的な活動を発揮できる空間、生徒の心に寄り添うカウンセリングの機能や、多様性を持った施設等を総合的に計画します。

また、教職員にとっては、職場の心理的安全性、良好な労働環境、保護者や地域との信頼関係の構築、子

どもの成長が感じられるような校内環境も大切です。

こうした校内環境を整えることで、生徒や職員などのウェルビーイングが高められれば、質的な豊かさを伴った新たな価値を生み出し、家庭や地域に波及し、持続可能な社会の形成につながります。

(諸室)	ウェルビーイングに配慮した校内環境づくりに、有効的な諸室のありかた
通級教室	・来校する生徒、保護者等の動線が、在籍している生徒と交錯しないように区分したり、専用の昇降口を設けたりするなど、独立した動線を設定することが望ましい。 ・環境条件が学習・生活面へ及ぼす影響が障がいのない生徒に比較して大きいことに留意し、十分に良好な環境を確保することのできる位置に計画する。
特別支援学級	・障がいの状態及び特性に応じ、各学年段階における各教科指導や、障がいの状態の改善・克服を目的とする指導等の多様な学習活動等を円滑かつ効果的に行うことのできるような室構成とすることが重要である。 ・普通教室、多目的教室等必要な空間を確保するとともに、各空間相互の連携に留意し、まとまりのある区画として計画することが重要である。 ・職員室及び保健室との連絡、便所等との関連に十分留意して位置を計画することが重要である。 ・障がいのない生徒との交流及び共同学習への対応を考慮し、また、日常的な交流が促されるよう、他の普通教室、多目的教室、生活・交流空間等との関連に留意して計画することが重要である。 ・環境条件が学習・生活面へ及ぼす影響が障がいのない生徒に比較して大きいことに留意し、十分に良好な環境を確保することのできる位置に計画することが重要である。 ・自閉症・情緒障がいに対応した教室とする場合で、情緒障がいへの対応が必要な場合は、心理的な不安定さを考慮して、安心してリラックスできる落ち着いた環境を確保することが重要である。 ・可能な限り騒音や雑音、視覚的な刺激を避け得る位置に計画する。 ・障がいの種別ごとに弾力的な対応できるよう、間仕切り壁を容易に稼働可能なものとするなど計画することが望ましい。
指導上必要なその他の室	・通常の学級に在籍する情緒障がい、自閉症やADHD（※）等の障がいのある生徒が落ち着きを取り戻すことのできる小規模な空間を普通教室等に隣接又は近接して計画することが望ましい。なお、個別学習や小集団による学習のための空間として計画することも有効である。
教育相談室	・教育相談室は、出入りが容易で、かつ、静かで落ちついて相談することのできる位置とするなど配置に十分留意して計画することが重要である。なお、必要に応じ、教育相談室とは別に生徒指導上の対応のための空間を職員室に近い位置に計画することも有効である。

※ADHD：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの

6. 建設場所及び敷地面積

建設場所は、令和7年8月の教育委員会定例会議での決定を受け、既存の第二中学校とその隣接地とします。

敷地面積は、以下を考慮し、一体となった敷地が有効活用できる規模とします。

- ① 200mトラック、野球グラウンド、テニスコート等が有効利用できること
- ② 駐輪場、駐車場が十分に確保できること
- ③ 敷地内において、スクールバス等の回転がスムーズに行えること



出典：国土地理院地図・空中写真閲覧サービス

7. 校舎規模の想定と施設機能

(1) 生徒数から想定される校舎規模

①学校教育法に基づく中学校設置基準 第8条

学校の目的を実現するために必要な、校舎、屋外運動場の面積を定めている基準

法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とします。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合はこの限りではありません。

条件	生徒数	求め方	(㎡)
41人以上480人以下	中学校 R13 6学級 156名	$600 + 6 \times (\text{生徒数} - 40)$	1,296

②義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 第7条

学校規模に応じて校舎等必要最低面積（国庫補助限度面積）を定めている基準

（第七条二 特別支援学級を置く小学校、中学校又は中等教育学校等から）

当該学校の学級数から特別支援学級の数を除いた学級数に応じ、前号の規定の例により計算した面積に、168㎡に当該学校の特別支援学級の数に乗じて得た面積（多目的教室を設ける中学校又は中等教育学校等にあつては当該面積に1.085（少人数授業用教室等を設ける場合には、1.105）を乗じて得た面積）を加えた面積

条件	学級数	求め方	(㎡)
学級数に応ずる 必要面積	6学級から11学級まで	$3,181 + 324 \times (\text{学級数} - 6)$	3,181
	特別支援学級3学級	168×3	504
	合計		3,685
	多目的教室を設ける場合 0.085	504×0.085	43
	少人数授業用教室設ける場合 0.105	504×0.105	53
	合計（少人数授業教室を設ける場合）		3,738

③生徒数から想定される校舎規模

文部科学省令の設置基準及び義務教育諸学校の費用費の国庫負担等に基づく補助基準の双方で算出しました。普通学級を6学級、特別支援学級を3学級とした場合、少人数授業教室を設ける場合の計算方法から算出された3,738㎡が補助対象の最大の面積です。

(2) 施設機能から想定される校舎規模

具体的な面積を検証するため、現代に求められている施設機能と求められる広さを勘案して、想定される最大の校舎規模を算定しました。最大で53.30、最小で39.5の原単位となりました。

なお、参考として想定される最小の規模も併記しています。

（算出条件）

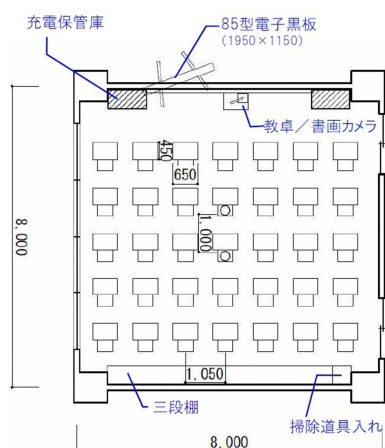
- ・普通教室面積の広さを基準面積単位「1.0」とし、諸室の広さを「広さ係数」として設定
- ・広さ係数×必要室数を「必要単位数」として算定し規模算定の原単位とした
- ・廊下トイレ昇降口などは共用部とし、全体の30～40%と設定

施設機能		想定される最大			(参考) 想定される最小			備考
種	室名	面積係数	室数	小計	面積係数	室数	小計	
教室	普通教室	1.0	6	6.0	1.0	6	6.0	1 学年 2 室とする
	予備室	1.0	3	3.0	1.0	0	0.0	
	特別支援教室	1.0	3	3.0	1.0	3	3.0	関連諸室は個別に検討
特別 教室	理科室	2.0	1	2.0	2.0	1	2.0	準備室含む
	音楽室	3.0	1	3.0	3.0	1	3.0	準備室・楽器保管庫を含む
	家庭科室	2.0	1	2.0	2.0	1	2.0	準備室含む
	技術室	2.0	1	2.0	2.0	1	2.0	準備室含む
	図工・美術室	2.0	1	2.0	2.0	1	2.0	準備室・作品保管庫を含む
	教育相談室	0.5	2	1.0	0.5	1	0.5	
	進路指導室	0.5	1	0.5	0.5	1	0.5	
コモ ンズ	ICT・学習室	2.0	1	2.0	1.0	1	1.0	保管庫含む
	図書室	3.0	1	3.0	3.0	1	3.0	準備室含む
	多目的室	1.0	1	1.0	1.0	0	0.0	ラーニングコモンズ内
その 他	多目的室	2.0	1	2.0	2.0	0	0.0	
	生徒会室	0.5	1	0.5	0.5	0	0.0	
	生徒用更衣室	0.5	2	1.0	0.5	2	1.0	
開放 用室	多目的室	2.0	1	2.0	2.0	0	0.0	
	PTA 関係室	1.0	1	1.0	1.0	0	0.0	倉庫含む
	管理事務室	0.3	1	0.3	0.3	0	0.0	
管理 諸室	職員室	4.0	1	4.0	4.0	1	4.0	休憩室を含む
	事務室	0.5	1	0.5	0.5	1	0.5	
	校長室	0.5	1	0.5	0.5	1	0.5	
	用務員室	0.5	1	0.5	0.5	1	0.5	倉庫・作業スペース含む
	保健室	1.0	1	1.0	1.0	1	1.0	
	印刷室	0.5	1	0.5	0.5	0	0.0	
	倉庫・教材室	0.5	10	5.0	0.5	6	3.0	学級ごと+1
	職員更衣室	0.5	2	1.0	0.5	2	1.0	
	放送室	0.5	1	0.5	0.5	1	0.5	
	会議室	1.0	1	1.0	1.0	1	1.0	
	応接室	0.5	1	0.5	0.5	1	0.5	
	控え室	0.5	1	0.5	0.5	1	0.5	
	配膳室	0.5	1	0.5	0.5	1	0.5	
共用	廊下・階段・トイレ・昇降口など							全体の 30～40%程度
合計		最大原単位数	53.3	最小原単位数	39.5			

教室の基準面積（「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」最終報告から）

情報端末・教科書・ノート等の教材・教具を常時活用できる教室用机（新JIS規格）、情報端末の充電保管庫等の整備や遠隔会議システムの導入等、「1人1台端末」や遠隔・オンライン教育に適合した教室環境の整備を図ることが必要であるとされています。

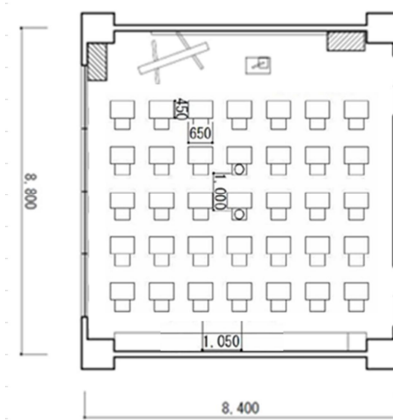
64 m²、35 人学級



72 m²、35 人学級



74 m²、35 人学級



基準面積（普通教室面積）を設定するにあたり、全国の公立小・中学校の普通教室の平均面積の 64 m²、国庫補助基準面積である 74 m²及び 35 人収容可能な 72 m²で算出しました。

項目	想定される最大規模			(参考) 想定される最小規模		
基準教室面積(m ²)	64	72	74	64	72	74
原単位数	53.3	53.3	53.3	39.5	39.5	39.5
基準面積(m ²)	3,411	3,838	3,944	2,528	2,844	2,923
共用部 35% (m ²)	1,194	1,343	1,380	885	995	1,023
合計 (m ²)	4,605	5,181	5,324	3,413	3,839	3,946

施設機能から想定される校舎規模

想定される最大の原単位で計算すると基準教室面積を 64 m²とした場合は 4,605 m²、74 m²とした場合は 5,324 m²、最小の原単位で計算すると 64 m²とした場合は 3,413 m²、74 m²を設定した場合は 3,946 m²となりました。

(3) 校舎規模のとりまとめ

生徒数から想定される校舎規模では 3,738 m²以上、施設機能から想定される校舎規模では、3,413 m²～5,324 m²という結果になりました。

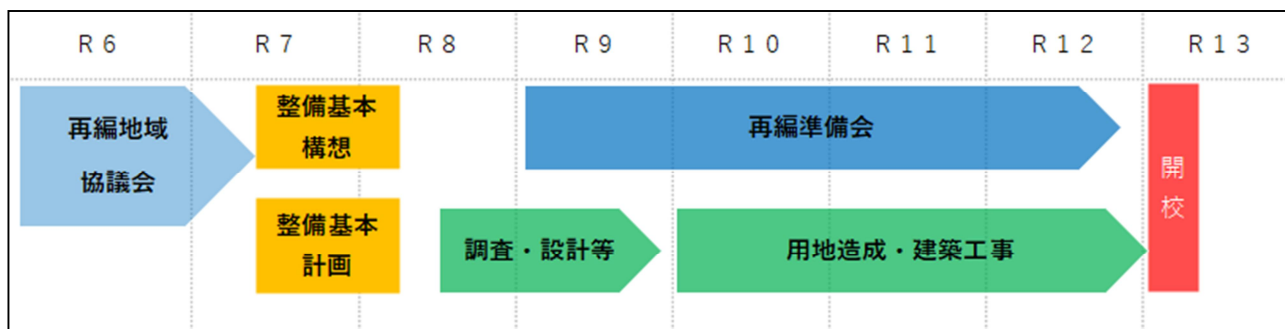
ここでは、対象エリアの生徒数の現状及び動向、将来予測なども踏まえ、最大 35 人とした場合、基準教室面積（72 m²）が適していると考えられることから、5,181 m²を最大と想定します。

以上のことから、想定される校舎規模は約 3,400 m²～約 5,200 m²と想定します。

8. 事業スケジュール

新設中学校建設における整備基本構想では、これまでの安来市の教育及び現代にもとめられている社会機能やニーズを加味し、新設中学校整備における基本的な方針を示し、それを実現する為に必要な施設機能と、校舎規模を示しました。

今後は、関係機関と調整を図りながら、魅力的で機能的な学校づくりとなる「整備基本計画」を策定します。



注意：「時期」及び「期間」は目安であり、随時調整します。